

「子育て環境整備に向けて～仕事と家庭の両立支援・保育サービスの充実～」の概要

子育て環境整備の必要性

(子育て環境整備＝子どもを育てながら働き続けられる環境を整備すること)

【社会全体として】

- ① 少子化による労働力人口の減少、経済成長率の低下、国民負担率の上昇などへの対応として、多様な労働力の活用（特に出産・育児期の女性の就労ニーズへの対応）
- ② 「男女共同参画」の推進
- ③ 子育てに関する負担を軽減することで、少子化の進行に歯止め

【企業として】

- 新たな価値の創造、企業競争力の向上を支える人材を確保する必要性
- ① 多様で能力の高い人材を獲得
 - ② 獲得した人材の能力の十分な活用
 - ③ 獲得・育成した人材の出産・育児による退職を防止

社会全体にとっても、企業にとっても、子育て環境整備は必要
企業にとっては、競争力を維持・強化するうえで必要不可欠

子育て環境整備のための具体的提言

企業が取り組むべきこと（仕事と家庭の両立支援）

(仕事と家庭の両立支援＝従業員が子育て期にも十分能力を発揮できるよう支援すること)

【提言①】企業における意識改革

- 意識改革の徹底
 - ・職場内の固定的な性別役割分担意識を払拭
 - ・経営トップがリーダーシップを発揮し、企業内のすべての層で意識改革を
 - ・日本経団連としても啓発書を作成
- ポジティブアクションへの積極的な取り組み
 - ・企業における意識改革の有効な手段
 - ・性別にかかわらず意欲と能力のある人材が活躍できる職場づくり

【提言②】企業内の諸制度の整備

- 企業の実情に応じた多様な選択肢の用意
 - ・労働時間に関する例→「フレックス」「短時間勤務」
 - ・就業場所に関する例→「在宅勤務」
 - ・育児期間に関する例→「各種休業制度」「再雇用制度」
 - ・各企業が自主的・主体的に取り組むべき
←法律等による規制は必要最小限に
- ファミリー・フレンドリー施策の導入
 - ・優秀な人材の確保、従業員の能力開発を促す手段として活用

社会全体が取り組むべきこと（保育サービスの充実）

保育に関する考え方の転換を

- 保育所の役割を、現行の認可保育所という「保育に欠ける児童の保育」のための施設との位置付けに加え、「保育を希望するすべての人の多様なニーズに応える」ための施設へと転換すべき
- 保育サービスの量的な拡大、安全等のレベルの向上、利用者の多様なニーズへの対応が可能となるよう、保育サービス提供者間で競争メカニズムを機能させることが不可欠

【提言①】認可保育所制度を前提とした段階的改革のための方策

- | | |
|---|--|
| <p>1 認可保育所制度の規制改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施済みの規制改革の着実な実行 ○運営費補助の余剰金の用途制限の撤廃 ○施設整備費の支給対象となる設置主体の拡大 ○現行の設置基準を実態に応じたものへ見直し（調理室必置義務、屋外階段設置義務等） | <p>3 利用者ニーズから発想した新たな仕組みの導入（利用者ニーズが高い都市部での設置を促進するために）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○賃貸借方式の促進…容積率の緩和措置の拡大、固定資産税の減免措置の導入 ○施設整備費に関する無利子貸付制度の創設 ○企業と行政の連携による保育所の共同設置 |
| <p>2 地方公共団体独自の認定制度の拡大</p> <p>東京都認証保育所制度など、地方公共団体独自の制度を地域の実情に合わせて導入・拡大を</p> | <p>4 事業所内託児施設への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置・運営費に関する助成金の充実、支給要件の見直し ○複数企業間の設置・運営を阻害しない仕組みの導入 |

【提言②】認可保育所制度自体の抜本的見直しのための方策

- 認可保育所制度を廃止
 - ・認可制度による事前規制 → 利用者への情報公開と新たな基準のもとでの第三者評価を前提とした事後規制への転換
 - ・保育の提供主体への補助 → 直接契約方式を前提とした、利用者への直接補助方式への移行